

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

(令和元年 12 月現在)

床面積 (A) の合計 (㎡)	手数料金額 (円)			
	モデル建物法		標準入力法等	
	別表分類 A	左記以外	別表分類 A	左記以外
$A < 2,000$	110,000	80,000	210,000	140,000
$2,000 \leq A < 5,000$	170,000	120,000	330,000	220,000
$5,000 \leq A < 10,000$	260,000	180,000	470,000	320,000
$10,000 \leq A < 25,000$	320,000	210,000	560,000	370,000
$25,000 \leq A < 50,000$	370,000	260,000	670,000	440,000

備考

- ア) 一次エネルギー消費量の算定対象としない部分がある場合
⇒当該部分を除いた面積
- イ) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更申請手数料
⇒当該手数料の半額
- ウ) 軽微な変更に関する証明書の交付手数料
⇒当該手数料の半額
- エ) 確認申請と建築物エネルギー消費性能適合性判定を同時に申請する際は、確認申請手数料及び、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の合計金額とする。
- オ) 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合
⇒一律 20,000 円
- カ) 一つの棟に用途分類が複数ある場合
⇒一部でも A 種が含まれるときは別表分類 A
- キ) 増改築の場合、既存部分を含めた面積で計算
ただし既存部分の BEI にデフォルト値を採用する場合
⇒増改築部分の非住宅部分の用途・面積